

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第2章 俸給 (昇給) 第17条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、<u>同項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(次に掲げるものにあつては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、<u>同項中「4号俸(次に掲げるものにあつては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第2章 俸給 (昇給) 第17条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(次に掲げるものにあつては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	

附 則 (経規程第39号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。